

告示

埼玉県告示第千二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマネW越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三 一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一一四台

隔地駐車場 位置 図面省略 収容台数 四〇台

（変更後）平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一〇三台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場 午前八時四十五分から午後十時十五分

隔地駐車場 午前八時四十五分から午後十時

（変更後）平面駐車場 午前八時四十五分から午後十時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）平面駐車場 出入口の数 三か所 位置 図面省略

隔地駐車場 出入口の数 一か所 位置 図面省略

（変更後）平面駐車場 出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十五年五月七日

二 届出年月日

平成二十四年九月六日

二 縦覧期間

平成二十四年九月十八日から平成二十五年一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月十八日から平成二十五年一月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課